

地方創生推進事業
ブランディング・シティプロモーション事業
業務仕様書

貝塚市（以下「市」という。）が委託する地方創生推進事業「ブランディング・シティプロモーション事業」業務は次のとおりとする。

1 業務の名称

地方創生推進事業「ブランディング・シティプロモーション事業」業務

2 目的・方針

実施要項「1. 経緯・目的」記載の目的である「女性や若年層に向けた観光まちづくり」を通じて、地域価値の向上につなげていくための方針として、本市にある恋人の聖地「水間寺愛染堂」周辺地域を核として、市域全体に対し、女性、若年層の来訪者、事業者をターゲットに地域ブランディングを行う。女性や若年層が訪れたい、女性や若年層の事業者が出店など起業したい、ひいては、暮らしたいと思ってもらえるような地域となるような、地域ブランディング計画を地域住民や企業、事業者、行政などが連携して策定する。その計画に基づき、ターゲットに対し来訪、起業、出店、移住、定住の「呼び水」、「きっかけ」となる仕掛けづくりとなる事業を実施する。5年間の地方創生推進交付金事業として本事業を実施するとともに、併せて、自立・自走する仕組みを構築し、6年目以降においても、この事業が継続的に推進していくことを目指す。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 地域ブランディング計画策定支援

① 具体的業務内容

- A：本市における女性や若年層の定住・移住・移動・関心の現状及び動向及び志向の調査
- B：貝塚市ブランディング・シティプロモーション推進委員会（※別紙貝塚市ブランディング・シティプロモーション推進委員会体制参照）（以下、「PT」）内に組織されたワーキンググループ（以下、「WG」）での調査・研究、企画立案等への支援（成功事例等のベンチマーク、実践方法の紹介、資料の作成、会議への参加等）及びPT事務局への支援
- C：空き店舗、空き家等の遊休資産等を活用した事業や店舗事業者誘致、伴走型開業運営支援、マーケティング、ブランディングなどを行い、女性や若年層の定住人口・移住人口・交流人口・関係人口の増加を図る計画案の提示
- D：地域ブランディング計画書の編集、印刷業務

② 期間 令和3年10月～令和4年3月

③ 事業の方向性（現時点、PTで検討）

恋人の聖地周辺地域を核とした市域全体に対しての女性、若年層の来訪者、事業者をターゲットにした次の事業などの地域ブランディングに関する事業を行う。

- ・店舗誘致、起業支援、開業運営支援
- ・既存地域店舗等へのブランディング支援
- ・「恋人の聖地」周辺（水間街道、水間公園を含むなど）や水間鉄道沿線等の魅力向上整備
- ・地域住民（すいてつ沿線魅力はっしん委員会等）との連携、その他、本市実施事業との連携
- ・貝塚市域全体への発展のため、特に主要駅周辺のブランディング等の提案

(2) 恋人の聖地周辺地域整備計画策定支援

① 具体的業務内容

本市の恋人の聖地周辺地域における公共施設や設備などのハード面の整備計画を主目的として整備計画を策定する。ただし、地域住民の合意など、地域に対して十分に配慮するとともに、地域住民や事業者に対しての地域価値向上につながる提案を含めた地域全体のハード面の整備計画書の策定支援を行う。

- A：地域調査業務及び報告書の作成
- B：魅力向上整備計画策定
- C：CGパース等による整備計画書の編集・印刷業務

- ②期間 A：令和3年10月～令和4年3月
B・C：令和4年4月～令和4年12月

③現時点での計画の方向性（現時点、PTで検討）

- ・水間街道を参詣道としてふさわしい雰囲気整備
- ・水間寺・水間公園を含めた周辺を周遊散策コースの整備等
- ・水間公園の利活用
- ・地域住民等のステークホルダーとの連携・調整
- ・魅力向上整備については、計画策定後、令和5年度より令和7年度までの3年間で、地方創生推進交付金を活用し約85,000,000円相当の整備を実施する予定
- ・前述の整備費以上に整備費が必要な内容についても、内閣府の地方創生拠点整備交付金やその他、観光庁、文化庁、農林水産省、国土交通省等の国の交付金や大阪府の補助金及び民間団体の助成金、企業版ふるさと納税などの様々な方法を活用しての整備を目指す。

(3) 店舗誘致等地域ブランディング事業実施業務

①具体的業務内容

- ・店舗等誘致業務
- ・店舗誘致のための空き店舗等改修業務
- ・金融機関と連携によるアセット活用方法の提案
- ・起業・開業・運営支援
- ・既存地域店舗等の支援
- ・誘致・起業等の意識醸成（ビフォーアフターや密着取材発信）
- ・チャレンジショップ運営
- ・本事業終了後においても事業継続する仕組みの構築支援
- ・PT及びWGが継続して行う本事業の進捗管理の支援
- ・その他、地域ブランディング計画の推進に資する事業

注意：本委託事業での委託料は、店舗等への直接的な助成金等へ充当してはならない。

- ②期間 令和3年10月～令和8年3月（4年半）

③計画の方向性

- ・10店舗（5店舗は恋人の聖地周辺）を目標（特に女性や若年層の起業）
- ・店舗開業希望者の誘致、店舗改修から店舗経営支援を一体的に実施
- ・ビフォーアフターや開業に至り運営していく状況をSNS等で発信するなど、起業予定者の誘致や起業の醸成

- ・チャレンジショップを運営により、店舗を起業してみたい女性や若年層が店舗運営を体験することにより、起業意識の醸成と市内での店舗誘致につなげる。
- ・既存店舗に対しては、商品のブランディングや店舗の外観、内観等の魅力化改修を支援
- ・本事業終了後も自立・自走していく仕組みの構築をめざす。

5 業務体制

受託事業者は、5年間の業務を継続的及び円滑に進捗し、業務成果である店舗誘致や起業・開業等の各種支援の実績やその高評価の確保を図るため、適切な従事者を配置するものとする。

6 費用負担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

また、費用の支払いは、「4 業務内容」の(1)については、計画書の納品（令和4年3月31日まで）、(2) Aについては、報告書の納品（令和4年3月31日まで）、(2) B・Cについては計画書の納品（令和4年12月28日まで）があったことを確認の上、受託事業者より、業務完了報告書の提出を受け、本市による検査に合格後、受託事業者の請求に基づき請求日から30日以内に支払うものとする。

なお、店舗誘致等地域ブランディング事業実施業務委託については、提出された提案書（様式9）4の見積額を勘案の上、要項3（4）委託上限額の③に記載の年度ごとの額の範囲内において、別途協議するものとする。

7 一括再委託等の禁止

受託事業者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面にて申請の上、市の承諾を得なければならない。

8 報告及び検査

市は必要があると認めるときは、受託事業者に対し本業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

9 契約の解除

市及び受託者事業者は、相手方が契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該違反が是正されないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

10 損害賠償

受託事業者は、本業務の履行にあたり、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、市又は第三者の責に帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

11 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、企画提案書で提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 委託業務において発生する権利については、原則、市が有するものとするが、個々の内容に応じ、事前に協議するものとする。
- (3) 仕様書に明記していない事項であっても、本業務の履行にあたり当然必要と認められるものは、受託事業者の責任において実施すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項及び本業務の履行にあたり疑義が生じた事項については、市と協議の上対応すること。